

「適時開示ガイドブック」（改訂箇所抜粋）

（主要な改訂箇所に青字・下線を付しています。）

第2章 上場会社の決定事実に係る適時開示実務上の取扱い

32. 公認会計士等の異動

第3章 上場会社の発生事実に係る適時開示実務上の取扱い

21. 公認会計士等の異動

24. 財務諸表等の監査報告書における不適正意見、意見不表明、継続企業の前提に関する事項を除外事項とした限定付適正意見

32. 公認会計士等の異動

(1) 適時開示等規則に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

なお、当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合は、「開示事項の中止」として開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第2条第1号a i】

「当該上場会社の内部統制報告書の監査証明を行う公認会計士等の異動」を行うことについての決定をした場合においても、直ちにその内容を開示してください。

また、開示した後に、開示した内容について、変更すべき事情が生じた場合は当該変更の内容を「開示事項の変更」として、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を「適時開示資料の訂正」として、開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第16条第1項】

(注) 「公認会計士等の異動」とは、上場会社の監査を担当している公認会計士等（公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者をいう。以下、本項目において同じ。）が退任することや、上場会社の監査を担当していなかった公認会計士等が新たに監査担当に就任することなどをいいます。

〔開示に関する注意事項〕

① 開示の時期については、実際に異動する期日ではなく、監査役会、監査等委員会又は監査委員会が異動を行うことについての決定をした時点となります。なお、異動年月日が開示日以降となる場合は、「異動予定年月日」として開示してください。

② 監査法人内の業務執行社員の異動については、本開示の対象には含まれません。

③ 退任のみを決定し、新たに就任する公認会計士等が決まっていない場合も開示することが必要となります。また、この場合、新たに就任する公認会計士等を決定した時点で別途公認会計士等の異動を開示する必要があります。

~~④ 期中に異動する場合又は短期間で退任する場合には、異動の経緯を詳細に開示してください。~~

④ 開示に際しては、異動を行うこととした実質的な理由（任期満了時に退任を決定する場合は、退任する公認会計士等を再任しない理由）やその経緯を開示資料に具体的に記載してください。特に、期中に解任する場合又は短期間で退任を決定する場合には、期中又は短期間であるにもかかわらず、なぜ解任又は退任を決定することとなったのかわかるように記載してください。また、会計処理等に関する見解の相違が存在するといった事情がある場合には、その具体的な内容を含めて記載してください。

- ⑤ 異動を行うことについての決定をした時点において判明している情報を開示してください。最初の開示時点において開示できない開示事項については、開示が可能となり次第「開示事項の経過」として追加の開示を行ってください。
- ⑥ 上場会社の監査役会、監査等委員会又は監査委員会が、公認会計士等の異動を行うことについての決定を行わない場合において、公認会計士等の異動が生じた場合には、「第3章 21. 公認会計士等の異動」として開示が必要です。
- ⑦ 上場内国会社は、日本公認会計士協会による上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている公認会計士等の監査を受けることが義務付けられています。会計監査人である監査事務所が、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿から登録を取り消された場合は、その旨及び今後の方針について速やかに開示を行うことが必要となります。詳細については、「第7章 2. (7) 上場会社監査事務所等による監査」をご参照ください。

〔留意事項〕

上場内国会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任することが義務付けられています。

【適時開示等規則第32条】

上場内国会社は、日本公認会計士協会による上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている公認会計士等の監査を受けることが義務付けられています。

【適時開示等規則第32条の2】

上場内国会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任していない又は決定しないこととした場合には、名証に報告することが義務付けられています。

【適時開示等規則第53条第2項】

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料の作成にあたっては、以下の所定の開示事項を投資者が適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。なお、最初の開示時点において開示できない開示事項については、開示が可能となり次第「開示事項の経過」として速やかに追加開示を行ってください。

- a 異動年月日
- b 異動する公認会計士等の概要

- ・ 事務所又は法人の名称、所在地、業務執行社員の氏名等を記載する。

[公認会計士等が就任する場合]

- c その者を公認会計士等の候補者とした理由

[公認会計士等が退任する場合]

- d 退任する公認会計士等の直近における就任年月日
- e 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等(*)における意見等
 - ※ 退任する公認会計士等が作成した監査報告書等(*)において、次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容を記載する。
 - ・ 除外事項を付した限定付適正意見又は結論、不適正意見又は否定的結論 等
 - ・ 意見又は結論の表明をしない旨及びその理由

(*) 上場会社が直近3年間に提出した財務計算に関する書類に係る監査報告書、中間監査報告書、四半期レビュー報告書、内部統制報告書に対する内部統制監査報告書のことをいう。

- f 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯
 - ・ 公認会計士等が退任する実質的な理由及び経緯を記載する。
- g fの理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見
- h 退任する公認会計士等がgの意見を表明しない場合には、その旨及びその理由
 - ・ 上場会社が退任する公認会計士等に対し、gの意見の表明を求めるために講じた措置の内容を含めて記載する。
- i 今後の見通し
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
 - ※ 新たに公認会計士等が就任しない場合のみ記載する。
- j その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

21. 公認会計士等の異動

(1) 適時開示等規則に基づく開示義務

上場会社は、「有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動」が生じた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、適時開示等規則第2条第1号a iの規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）。

【適時開示等規則第2条第2号t】

「当該上場会社の内部統制報告書の監査証明を行う公認会計士等の異動」が生じた場合においても、直ちにその内容を開示してください。

また、開示した後に、開示した内容について、変更すべき事情が生じた場合は当該変更の内容を「開示事項の変更」として、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を「適時開示資料の訂正」として、開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第16条第1項】

(注) 「公認会計士等の異動」とは、上場会社の監査を担当している公認会計士等（公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者をいう。以下、本項目において同じ。）が退任することや、上場会社の監査を担当していなかった公認会計士等が新たに監査担当に就任することなどをいいます。

〔開示に関する注意事項〕

① 上場会社として公認会計士等の異動が生ずることを確認した時点（公認会計士等から退任の申し出があった場合はその時点）において判明・把握している情報を開示してください。なお、最初の開示時点において開示できない開示事項については、開示が可能となり次第「開示事項の経過」として追加開示を行ってください。

② 監査法人内の業務執行社員の異動については、当該開示の対象には含まれません。

③ 後任が決まっていない場合にも本開示項目として開示することが必要となります。

~~④ 期中に異動した場合や、短期間で公認会計士等が交代することとなる場合には、異動の経緯を詳細に記載するようにしてください。~~

④ 開示にあたっては、異動が生ずる実質的な理由（任期満了時に退任する場合は、退任する公認会計士等が監査を継続しないこととした理由）やその経緯について、上場会社が把握している内容を開示資料に具体的に記載してください。特に、期中に退任する場合又は短期間で退任する場合には、期中又は短期間であるにもかかわらず、なぜ退任することとなったのかがわかるように記載してください。また、会計処理等に関する見解の相違が存在するといった事情がある場合には、その具体的な内容を含めて記載してく

ださい。

- ⑤ 上場内国会社は、日本公認会計士協会による上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている公認会計士等の監査を受けることが義務付けられています。会計監査人である監査事務所が、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿から登録を取り消された場合は、その旨及び今後の方針について速やかに開示を行うことが必要となります。詳細については、「第7章 2. (7) 上場会社監査事務所等による監査」をご参照ください。
- ⑥ 監査法人が合併により解散する場合には、当該解散する監査法人により監査証明等を受けている上場会社において本項目の開示が必要となります。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料の作成にあたっては、以下の所定の開示事項を投資者が適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。なお、最初の開示時点において開示できない開示事項については、開示が可能となり次第「開示事項の経過」として速やかに追加開示を行ってください。

- a 異動年月日
- b 異動する公認会計士等の概要
 - ・ 監査法人又は事務所の名称、所在地、業務執行社員の氏名等を記載する。

[公認会計士等の退任の場合]

- c 退任する公認会計士等の直近における就任年月日
- d 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等(*)における意見等
 - ※ 退任する公認会計士等が作成した監査報告書等(*)において、次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容を記載する。
 - ・ 除外事項を付した限定付適正意見又は結論、不適正意見又は否定的結論 等
 - ・ 意見又は結論の表明をしない旨及びその理由

(*) 上場会社が直近3年間に提出した財務計算に関する書類に係る監査報告書、中間監査報告書、四半期レビュー報告書、内部統制報告書に対する内部統制監査報告書のことをいう。

- e 異動に至った理由及び経緯
 - ・ 公認会計士等が退任する実質的な理由及び経緯を記載する。
- f eの理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見
- g 退任する公認会計士等がfの意見を表明しない場合には、その旨及びその理由
 - ・ 上場会社が退任する公認会計士等に対し、fの意見の表明を求めるために講じた措置の内容を含めて記載する。
- h 今後の見通し

- ・ 今後の選任の見込み等を記載する。
 - ※ 新たに公認会計士等が就任しない場合のみ記載する。
- i その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

24. 財務諸表等の監査報告書における不適正意見、意見不表明、継続企業の前提に関する事項を除外事項とした限定付適正意見

(1) 適時開示等規則に基づく開示義務

上場会社は、財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨（特定事業会社にあつては、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載されることとなった場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第2条第2号v】

また、開示した後に、開示した内容について、変更すべき事情が生じた場合は当該変更の内容を「開示事項の変更」として、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を「適時開示資料の訂正」として、開示することが義務付けられています。

【適時開示等規則第16条第1項】

※ 会社法上の計算書類について、会計監査人による不適正の監査意見（総合意見）が付された場合又は意見差控えとなった場合には、「当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は上場株券等に関する重要な事実であつて、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」として開示することが必要となります。

※ 「限定付適正意見」又は「限定付結論」（特定事業会社にあつては、「限定付意見」を含む。）については、継続企業の前提に関する事項を除外事項とする場合以外でも、重要な虚偽表示の存在を除外事項とする場合など、「当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は上場株券等に関する重要な事実であつて、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」として開示が必要となる場合があります。

〔開示に関する注意事項〕

○ 公認会計士等から、監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載されていない事項について、会計監査に関する追加的な説明が行われた場合は、投資者の投資判断に及ぼす影響を踏まえ、当該説明の内容についても開示を行うことが考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料の作成にあたっては、以下の所定の開示事項を投資者が適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。なお、最初の開示時点において開示できない開示事項については、開示が可能となり次第「開示事項の経過」として速やかに追加開示を行ってください。

- a 監査又はレビューを実施した公認会計士等の氏名・名称、当該公認会計士等が監査法人である場合には、当該監査法人の名称
- b 監査報告書又は四半期レビュー報告書の内容
- c 監査報告書又は四半期レビュー報告書の受領日
- d 会社の今後の対応
- e その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項